

男女共同参画センターだより

令和6年度男女共同参画週間記念事業を実施しました



講師 山中 京子さん
(コラボレーション実践研究所所長、
大阪府立大学名誉教授)

困難な問題を抱える女性への支援

～法律制定までの道のりとこれから～

開催日:6月22日(土)

6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センターと同センター登録団体交流会が、協働で企画運営する「男女共同参画週間記念事業」を実施しました。

講師に山中京子さんをお招きし、令和6年4月1日から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」)についてご講演いただきました。

「女性支援新法」って？

女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化するなかで、これまでの女性支援の根拠法である売春防止法の保護・更生から脱却し、困難な問題を抱える女性への、よりきめ細やかな寄り添った支援を推進することを基本理念としています。

また、行政機関のみならず、民間団体と協働で取り組むことや男女平等の実現に触れられているところがポイントと言えます。

「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等」を規定

講演では、女性支援新法成立までの背景や同法の概要と社会的意義などについて説明が行われました。

山中さんは、基本理念のポイントとして「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等の実現」といった視点を明確に謳っている画期的な法律であることに加え、「個人の意思の尊重」や「問題、背景、心身の状況等に応じた最適な支援」「多様な支援を包括的に提供する体制」「関係機関及び民間の協働」を挙げられました。

相互理解を深め、行政と民間の連携・協働を

受講者は、求められる支援内容・体制や、具体的な検討ケースの例を学び、どのような支援が必要なのか考えました。

また、民間団体との連携・協働を促進する取組として、例えば、自治体が行う研修会に民間団体を呼びコミニケーションを図ることや、行政内部で行う支援調整会議に積極的に民間団体に参加してもらい、相互理解の機会を増やしてはどうかといった提案がありました。行政と関係機関、市民団体とが協働で実効性ある取組を進めるにはどうすればよいかを考えるきっかけとなりました。

参加者からの声

- ◆法律の条文をもとに、具体的に解説して頂けて良かった。女性が女性であるがゆえに困難な問題を抱えるということが法の条文で明確になったことが重要だと感じました。支援強化と同時に、困難(女性差別)をなくす施策の強化にもつなげていける法の制定だと感じました。学べて良かったです。
- ◆とても分かりやすかったです。法律が作られてもそれを活用していくのは国民という意識をしっかりとっていきたいなと思いました。
- ◆とてもタイムリーなテーマで良かったです。最後の質疑応答や団体紹介も活発で熱心で高槻市のパワーを感じました。ありがとうございました。